

農業者の皆さまへ

令和4年3月

清瀬市農業委員会からのお知らせ (No.24)

編集・発行 清瀬市農業委員会

事務局：清瀬市中里5-842

042-492-5111(代)(内線：2212)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、農業委員会・農業者大会並びに北多摩地区優秀農業経営者表彰式が中止となりました。清瀬市より6農家のかたが、その功績によりそれぞれ受賞されました。

これからも清瀬市農業の発展のためご活躍を期待いたします。

令和3年度企業的農業経営者顕彰受賞者



《畜産部門》
全国農業会議所会長賞
東京都農業会議会長賞
増田 武 様



《野菜部門》
東京都産業労働局長賞
東京都農業会議会長賞
高橋 一郎 様

令和3年度農業後継者顕彰受賞者



東京都知事賞
東京都農業会議会長賞
関 健一 様
関 直美 様



東京都農業会議会長賞
清水 賢 様
清水 恵子 様

北多摩地区優秀農業経営者表彰受賞



野崎 幸伸 様

農業功労者等感謝状



小俣 初男 様



松村 俊夫 様

東京都功労者表彰（地域活動功労）受賞

令和3年10月1日に東京都庁で開催された令和3年度東京都功労者表彰式で、清瀬市農業の発展や継続のため、地産地消や農業体験などのふれあい農業の推進に尽力されている清瀬市農業委員会会長の松村俊夫さん（中里）が、その功績により東京都功労者表彰（地域活動功労）を受賞されました。おめでとうございます。

この東京都功労者表彰は、東京都表彰規則に則り東京都から依頼を受けた自治体等が候補者の推薦を行っています。

令和3年度の農業委員会の主な活動など

新型コロナウイルス感染症の感染に留意しながら、毎月の農業委員会総会の開催や農地転用等の現地調査など、農業委員会の所轄事務の処理を行いました。

《日常の業務以外で行った主な活動など》

令和3年 6月	農地利用状況調査（清瀬市内全域）
令和3年 8月	第1回農業まつり実行委員会
令和3年 9月	農地利用状況調査（清瀬市内全域）
令和3年10月	農業委員会会長職務代理・部会長研究集会（事例発表）
令和3年12月	清瀬市農業後継者顕彰及び新規就業激励伝達式
令和3年12月	農業委員研修（都市農地の保全に必要な制度と農業委員の役割）

農地の管理は適切に

農業委員会の所轄事務である農地法第三十条の規定に基づく調査として、農地利用状況調査を実施しています。農業委員は、「毎日の農地パトロールで農地の保全と活用に取り組もう」をスローガンに日々の活動の中で農地パトロールを実施しております。毎年6月と9月には農業委員会と生産緑地指定部署でもある都市計画課の職員等と合同で大規模な調査を実施し、農地の管理が不十分とならないよう必要な助言や指導を行っています。都市農地は相続税納税猶予制度などの措置がとられておりますので農業者のみならずには、農地の適切な利用と管理、そして調査に対するご理解をお願いいたします。

また、近年では、作物の蔦や堺木の枝、農業資材などが歩道や道路まで伸びてしまったり強風で飛び出してしまい思わぬ怪我や事故に繋がりトラブルになってしまう場合がございます。畑の周囲なども含め、引き続き適正な管理と対策をお願いいたします。

農業委員会活動計画（案）等に対する皆様のご意見をお聞かせ下さい

- ・公表期間 4月4日～5月2日
- ・場所 1. 清瀬市農業委員会事務局窓口（産業振興課）
2. 清瀬市ホームページ
清瀬市ホームページトップページ→仕事・産業→仕事・産業トップページ→農業→農業委員会→農業委員会→清瀬市農業委員会の活動点検（案）等の公表について
- ・記入事項 住所、氏名、「活動点検・評価案」「活動計画案」のいずれかに対する意見かを明記（任意様式）。必要事項の明記がない場合は、受付できません。
- ・提出方法 ①農業委員会事務局へ持参 ②郵送 ③FAX（042-492-2415）
※電話での受け付けは、行っておりませんのでご了承下さい。
- ・提出期限 4月4日～5月2日午後5時まで（必着）

第3次清瀬市農業振興計画の中間の達成状況（案）等に対する皆様のご意見をお聞かせ下さい

- ・公表期間 4月4日～5月2日
- ・場所 1. 清瀬市産業振興課窓口
2. 清瀬市ホームページトップページ→仕事・産業→仕事・産業トップページ→農業→第3次清瀬市農業振興計画の中間の達成状況（案）の公表について
- ・記入事項 住所、氏名及びご意見を任意様式にご記入ください。
- ・提出方法 ①産業振興課へ持参 ②郵送 ③FAX（042-492-2415）
※電話での受け付けは、行っておりませんのでご了承下さい。
- ・提出期限 4月4日～5月2日午後5時（必着）

都市農地の保全に必要な制度と農業委員の役割（研修開催）

令和3年12月23日に、全国農業会議所の専門相談員 原 修吉 氏を講師に招き、都市農業・農地に係る制度と税制（生産緑地制度や相続税納税猶予制度など）について研修を行いました。新型コロナウイルスの感染が再拡大し始めていたため、受講者は、農業委員と新たな農地制度（都市農地貸借円滑化法等）の活用で更なる連携を深める必要があるJA東京みらい清瀬支店より4名参加していただきました。今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、農業者の皆さまにも受講していただけるよう準備いたします。

研修の内容ピックアップ！



円滑化法をどのように利用する？

「わからない」を少なくするため、

- ① 機会をとらえた家族の話し合い
 - ② 予め相続税の計算と納税のための資金計画
- すなわち、「相続対策」です！！

これらを踏まえて農地の継承と円滑化法等の活用について考えましょう！！

認定農業者の認定を受けよう！

認定農業者制度とは、将来の経営の姿をはっきりさせ、目標を明確化し農業経営の発展を目的とする制度です。農業経営改善計画書を提出し、認定を受けると清瀬市の補助金の補助率が増加するほか、東京都の補助事業に申し込みができる権利を手にすることが出来ます。

家族経営協定締結による共同申請に取り組もう！

実質的に夫婦や後継者等と共同経営を行っている（今後、共同経営を予定している）場合、収益の配分と経営方針決定への参画、農業経営での役割分担が明確にされていること等を要件に、家族経営協定を締結し、認定農業者の共同申請を行うことができます。女性や若年層の農業者の農業経営への参画を推進するため、是非ご検討ください。

清瀬市の経営指標（目標所得）

☆農業所得・販売目標別経営体モデル

- 1 清瀬の農業をリードする経営体モデル（所得目標800万）
 - 2 地域の農業を担う経営体モデル（所得目標500万）
 - 3 農業の広がりを支える経営体モデル（所得目標300万）
- ※第3次清瀬市農業振興計画-39ページ-より

次年度（令和4年度）の予定

令和4年	12月 下旬	認定希望者募集締切
令和5年	1月～2月	相談会と計画書作り込み
令和5年	3月 月上旬	計画書申請
令和5年	3月 中旬	認定審査会
令和5年	3月 下旬	認定証交付

令和4年度の主な農業予算（農業費）の概要（令和4年3月市議会定例会で審議）

農業委員会活動事業

農業委員会の所轄事務等を遂行するために必要な経費 10,723 千円

農業振興対策事業（補助金）

【新規】市内農産物販路拡大事業 500 千円

端境期の売上確保など農産物加工品を製造し販路拡大を行う市内農業者に対し、農産物加工品製造に係る製造費や開発費の一部を補助

【新規】市民農園等整備費 1,500 千円

新たな農業経営の手法として、市内農業者自ら管理運営する市民農園（区画貸し）を整備するための費用の一部を補助

・都市農業経営力強化事業（都市農業活性化支援事業後継版）

パイプハウス等の施設整備費の一部を補助 3,880 千円

・出荷改善事業

市内産PR用出荷容器（ダンボール箱等）の購入費の一部を補助 1,200 千円

・地域農業者支援事業

パイプハウスの張替や農機具、農業資材の購入費の一部を補助 3,500 千円

参加者募集や加入のご案内などのお知らせです

農業簿記講座参加者募集

【お問合せ】農業委員会事務局(産業振興課)
Tel.042-497-2052

農業委員会では、東京都農業会議から講師に招き市役所等にて、市内の農業者を対象に毎月1回の農業簿記講座を開催しています。講習内容は、初歩的な記帳方法などです。受講料は無料で随時受付を行っています。

全国農業新聞を購読してみませんか

【お問合せ】農業委員会事務局

全国農業新聞は、農業委員会系統組織の情報機関紙として、全国農業会議所が、発行する週刊紙です。農業者に役立つ情報が満載ですので是非一度購読してみませんか。一カ月の購読料は700円です。申し込みについては、農業委員会までお問い合わせ下さい。

農業共済(NOSAI)加入のご案内

【お問合せ】NOSAI東京
Tel.042-381-7111

万が一の災害に備え、園芸施設・建物・農機具・果樹共済や収入保険制度などへの加入をご検討ください。詳細は、NOSAI東京(東京都農業共済組合)にお問い合わせください。

農業者年金基金のご案内

【お問合せ】農業者年金基金専門相談員
Tel.03-3502-3199

農業者年金は、少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型年金です。

- 加入できる方は、年間60日以上農業従事する60歳未満の方で国民年金第一号被保険者。
 - 保険料の金額は、月額2万円～6万7千円の間で、千円単位で保険料の額を選択できます。
 - 終身年金で80歳までの保証付きです。
 - 税制面での優遇措置 支払う保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。
- 【加入のお申し込みは】清瀬市農業委員会又はJA東京みらい清瀬支店

GAPを経営に取り入れよう

【お問合せ】東京都中央農業改良普及センター
Tel.042-465-9882

GAPとは「農業生産工程管理」のことであり、日々の農作業の中に潜んでいるリスクを明らかにし、より良い農業を目指す改善活動です。農業経営のリスクの軽減や農場の管理の効率化等のメリットがあります。まずは認証までは考えていないという方も、GAPの考え方を経営に取り入れる「GAPをする」をしてみたいはいかがでしょうか。



GAPの取組により整理整頓された燃料や農薬置場。使い勝手も良くなります。

みなさまご注意ください!

農薬は適切な使用・管理を農薬の使用に際しては安全を十分に確保して、周りに配慮し、正しく使用するとともに、容器等の廃棄も適切に行ってください。

野焼きは原則禁止です

トラクターの公道走行にはナンバープレートと免許区分(小型特殊・大型特殊)に応じた運転免許証が必要です!

直売所マップ完成

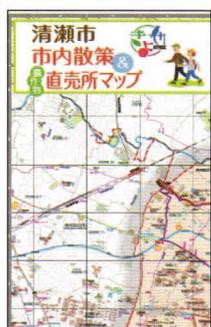


東京都指導農業士の認定について

東京都指導農業士として、下清戸の野村浩敬さんが、認定を受けました。認定式は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりました。指導農業士制度は、農業技術や経営管理能力に優れた農業者であり、農業の担い手に対する指導活動等により、力強い東京農業の発展に資する農業者に対し、都知事が認定するものです。



野村浩敬氏



きよせの野菜のほり旗が目印!

